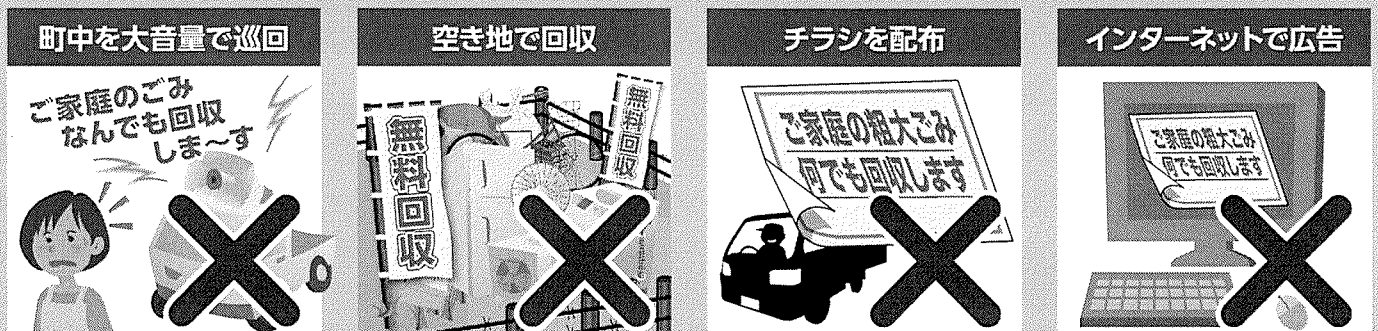


悪質な不用品回収業者にご注意を!

廃家電や
粗大ごみなど廃棄物の
処分に無許可の不用品回収業者を
利用しないでください!



無許可の不用品回収業者には以下のような例があります



ご家庭の粗大ごみ「何でも回収します」「無料で回収します」という誘い文句には十分注意してください。悪質な不用品回収業者を利用すると...



無許可の不用品回収業者を利用するとトラブルに巻き込まれるおそれがあります。家庭から出るごみは、市が案内するルールやクリーンガイドブックに従って処分してください。

廃棄物処理法の無許可営業は、5年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）に処せられ、又はこれが併科されます。

※不用とは「用いないこと、役に立たないこと」で、不要とは「必要ないこと」です。